

平成 30 年度 茨城県作業療法士会総会および研修会開催のご報告

茨城県作業療法士会
常任理事・副会長兼広報局長 角田和之
(所属：ホスピタル坂東)



平成 30 年 6 月 3 日（日）、茨城県立医療大学・大講義室において、定時社員総会および研修会を開催致しましたのでご報告させていただきます。この場をお借り致しまして、ご参加・ご委任くださいました会員の皆様へ心より感謝申し上げます。

総会に先立ち、研修会が開催されました。まずは寛教育学術局長より、『生涯教育制度の概要』をテーマに講義が行われました。生涯教育制度は一般社団法人日本作業療法士協会が作業療法士の質の維持・向上を図るため会員に対して提供する生涯学習の制度です。今年度より変更、新設があった箇所も含め説明されました。今後とも自己研鑽のために本会を大いにご活用くださいますようお願い申し上げます。

次に大場会長より、『茨城県作業療法士会の展望』をテーマに講義が行われました。本会の沿革、目的などから始まり、作業療法士を取り巻く制度的な現状や変化、それに対応した事業について説明されました。トピックスとして「臨床実習が変わる！」「作業療法の定義が変わる！（変わった！！）」の二つが挙げられました。前者につきましては、厚生労働省の作業療法士学校養成施設カリキュラムに関する検討会において、教育現場のみならず臨床実習現場への改定内容が盛り込まれたことを踏まえた報告がされました。後者につきましては、改定された定義の内容と註釈および実践の重要性が説明されました。ここにその定義を改めてご紹介致します。皆様お一人おひとりが、生活行為向上の担い手として実践へと繋げて行っていただければと思います。



- ・作業療法とは、人々の健康と福祉を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。



総会では主要目標として新規事業が 2 点挙げられました。1 つ目は『茨城県型地域包括ケアシステム構築への支援』です。医療圏や市町村単位での他職種連携・行政との連携の強化と共に、本会からの最大限のバックアップを行っていくことで骨太の支援にして参ります。2 つ目は、『行政連携型事業の強化』です。昨年度に審議、承認をいただき実働している主な 4 点の委員会（自動車運転・認知症・精神障害・がん）について、今後も更に行政と連携し、県もしくは市町村から委託を受けた事業の展開を進めて参ります。

本会は公益法人へ改組後 5 年目となります。法人の業務・運営に関して監督する行政庁に定期的な報告をし、検査・勧告（命令）そして認定の審査を受け、公益法人として認められ成立しています。その業務、運営の一角を支えてくださっているのが会員の皆様お一人おひとりです。ご協力に報えるよう、会として今後とも作業療法士の社会的信用の確保、作業療法の啓発に向けた情報発信力の強化を目指していく所存です。皆様からの忌憚のないご意見をお待ちしております。どうぞ宜しくお願い致します。